

国立大学法人東京農工大学農学研究院との包括連携・協力に関する協定の締結について

1 経過

国立大学法人東京農工大学（以下「農工大」）は、例年「地域社会システム調査実習」のフィールドとして、飯田市に調査・研究で訪れています。

この調査実習は、主に上村・南信濃地区をフィールドに地域との連携のもと実施していますが、平成25年度からは両地区の公民館とも連携し、地域の若者達を中心とした地域課題の学習（飯田ムトス大学ネットワーク事業）に、農工大の先生方にご協力いただいています。なお、この調査実習は、単なる実習の域を越え現在大学の授業としてカリキュラム化（単位化）もされており、飯田を対象とした調査研究が、大学にとっても価値あるものへと発展しています。

また、大学連携会議「学輪IIDA」にも、農工大より4名の研究者に参画いただいております、プロジェクト活動の推進や地域の高校生を対象とした大学講義など、積極的に関わっていただいております。

このように飯田市と農工大が関係を深めてくる中、農工大より市に対し更なる連携や協力関係の構築に向けた協定締結の打診があり、これを受け農工大の有している専門的な知見と地域の取組や課題との融合を更に図ることで、持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要との認識のもと、この度協定を締結することといたしました。

2 協定書の内容

この度の協定は、様々な分野で相互に連携・協力する包括的な内容となります。

協定の目的は、相互の緊密な連携と協力のもと、相互の人的・知的資源の交流や活用並びに教育・研究を通じて、地域社会の発展と人材育成に寄与することです。

協定の有効期間は、協定締結日から3年間ですが、双方から異論がなければ自動的に継続される形となります。また、協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、双方のメンバーにより構成する連携推進協議会を設置し、必要に応じて開催します。

なお、協定書の内容等詳細は、裏面をご参照ください。

3 調印式

協定の調印式は、平成27年1月20日（火）に農工大にて行います。

4 その他

この度の協定は、農工大農学研究院（※1）との締結となります。

高等教育機関との協定締結は、この度の農工大が10校目となります。

（※1）農学研究院とは、農工大農学部の大学教員が所蔵する研究組織であり、各教員は農学研究院から教育組織である農学部へ派遣（兼務発令）される仕組みとなっています。農学研究院の院長が農学部長、農学府長を兼務しており、農学研究院と協定を締結することでその効果が農学部、大学院にも及ぶこととなります。